

総合支援資金

＜生活支援費＞
新型コロナウイルス特例貸付

のしおり

総合支援資金（生活支援費／新型コロナウイルス特例貸付）は、新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯に対し、新たな仕事を探し、生活再建を行う間の生活費を貸し付け、自立に向けた取り組みを支援することを目的とした制度です。

特例となる事項

○貸付対象となる者

- (1) 兵庫県内に居住し、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
- (2) 今後継続した就労により、生活の自立が見込まれる者
- (3) 兵庫県内に居住中の者で、今後もその地域において継続して生活される者
- (4) 生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業等を利用する者

○連帯保証人・貸付利率・据置期間・償還期間

- (1) 連帯保証人の有無にかかわらず、貸付利率は無利子です。
- (2) 据置期間は12か月以内です。

○償還について

- (1) 期日までに償還完了しなかった場合、残りの元金に対して年3%の延滞利子が加算されます。

○上記の「特例となる事項」以外のことについては、従前の総合支援資金における取り扱いが適用されます。従前の取り扱いについては、別途、兵庫県社会福祉協議会が発行する「生活福祉資金 総合支援資金のしおり」を参照してください。

○総合支援資金の貸付費目のうち、上記の特例が適用となるのは生活支援費に限定されます。住宅入居費および一時生活再建費にはこれらの特例は適用されません。

○本資金の利用に際しては、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援事業の利用が原則となります。貸付に関する相談・申込み窓口である市区町社会福祉協議会（市区町社協）の前に、居住中又は居住予定の自立相談支援機関に必ずご相談ください。

実施主体：社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会
神戸市中央区坂口通2-1-1 県福祉センター内 TEL 078-242-7944

相談・申込窓口：社会福祉法人 赤穂市社会福祉協議会
赤穂市中広267 赤穂市総合福祉会館内 TEL 0791-42-1397

受付時間：9：00～17：00（土日・祝日、年末年始を除く）